

令和4年度事業計画書

第1 事業計画の概要

令和4年度は、昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の拡大防止に配慮しつつ、ウイズコロナ・ポストコロナを見据えて、外国人市民へこれまで以上にきめ細かく対応するとともに、多文化理解や国際交流を途切れることがないよう事業を進めていく。

こうした条件の中で、市民・外国人市民がともに認め合い、安心して地域で共生できるよう、千葉市が平成29年12月に策定した「千葉市多文化共生のまちづくり推進指針」及び令和3年3月に策定した「千葉市地域日本語教育推進計画」に基づき千葉市との連携を図り事業を進める。

多文化理解推進事業では、多文化共生社会実現に向けて、交流サロン、姉妹都市との青少年交流、語学講座を実施する。また、増加する外国人市民と日本人市民の相互理解、地域の多文化理解に関する事業を実施する。

外国人市民支援事業では、外国人市民が地域の一市民として日本人市民と共に生活できるようにするために、日本語学習支援、外国人生活相談、外国人法律相談、外国人留学生交流員や災害時外国人市民支援に係る事業を実施する。

市民活動支援事業では、市民が個々に有する能力を有効に活用し、地域に根ざした国際交流・国際協力事業の推進を図るために、ボランティアの登録・コーディネート等を行うとともに、ボランティア向けの研修や日本語教室の運営などの国際交流・国際協力活動をするボランティア団体を支援する。令和4年度は新規にコミュニティ通訳・翻訳サポート制度を導入し、ボランティアの活動分野を拡充するとともに、外国人市民等への生活に必要な様々な支援が行えるよう事業を開始する。

情報収集・提供及び調査では、外国人に対する情報発信の充実と協会の認知度向上を図るために、ホームページの改修・運営、協会情報誌及び千葉市の生活情報を提供するほか、情報ラウンジにおける市民間の情報交換、交流の場を提供する。

受託事業では、千葉市から「千葉市国際交流プラザ」の運営業務として外国人への総合相談と国際交流ボランティア育成事業業務を行うほか、昨年度に引き続き、千葉市に住む「生活者としての外国人」の日本語学習支援を総合的に進めるために、これまで培ってきたノウハウを生かして、日本語教育事業を実施する。

第2 事業計画の内容

1 自主事業

(1) 多文化理解推進事業

ア 交流サロン

多文化理解を深めるため、交流会、イベントを通じた日本文化・外国文化の紹介、学校等への出前授業などにより、外国人市民と日本人市民が気軽にふれあい、交流する機会を設ける。

内 容	時 期	参 加 者	会 場
異文化交流サロン (親子三代夏祭りへ参加するほか、外国人の保護者向けのおしゃべりサークルや、外国人との交流会、小中学校などで文化紹介を実施する。)	20回／年	各回 10～100人	国際交流 プラザ他

イ 青少年交流（千葉市補助金）

姉妹都市と市民レベルでの交流を図り、次代を担う青少年がお互いの国の文化・歴史等について理解を深めるため、青少年交流事業を実施する。

都市名	時期	内容	人數等
ノースバンクーバー市(カナダ)	7月下旬～8月上旬(約2週間)	受入	高校生4人・引率1人
	7月下旬～8月上旬(約2週間)	派遣	高校生4人・引率1人
ヒューストン市(アメリカ)	6月上中旬(約2週間)	受入	中学生4人・引率2人
モントルー市(スイス)	7月下旬～8月上旬(約2週間)	派遣	青少年4人・引率1人

新型コロナウイルス感染症の収束が見込めない場合は、各都市とも協議しながら、オンラインによる交流を検討・実施する。

ウ 語学講座

国際交流ボランティア活動の支援及び育成を図り、異文化理解を推進するため外国語の習得を希望するボランティアや賛助会員、国際交流に関心がある市民を対象に、語学サロンを開催する。

内 容		
英 語	オンライン 英語ではなす会	10人(4回／講座)×3期
中国語	中国語サロン(はじめての中国語)	6人(5回／講座)×1期
	中国語サロン(実践編)	10人(5回／講座)×1期
韓国語	韓国語サロン(はじめての韓国語)	6人(5回／講座)×1期
スペイン語	スペイン語サロン(はじめてのスペイン語)	6人(5回／講座)×1期
ベトナム語	ベトナム語サロン(実践編)	10人(5回／講座)×1期

エ 多文化共生推進

外国人市民と日本人市民の相互理解の促進による多文化共生を実現し、お互いに住みやすい社会を築いていくために行政、学校、ボランティア、自治会等の地域との連携を図り事業を進める。

多文化共生推進にかかる事業の説明や活動紹介、協会のボランティア制度やその重要性に対する理解促進を図るため、千葉市や他の関係団体が開催する各種イベントに参加する。

増加している外国人市民と日本人市民の相互理解を図るため、「やさしい日本語ガイドンス」を実施する。

(2) 外国人市民支援事業

ア 日本語学習支援

地域で生活する外国人市民が地域社会の構成員として社会参加できるよう、日本語支援(生活支援とコミュニケーション支援)を進めるため、日本語交流員(日本語ボランティア)と外国人参加者の1対1での対話・交流のほか、日本語クラスを実施する。

また、『「生活者としての外国人」のための地域日本語教育事業業務』を千葉市から受託し、千葉市地域日本語教育推進計画をもとに、千葉市の実情を踏まえた日本語教育実施体制の確立を目指すため、昨年度に引き続き専門的な知識を持つコーディネーターの配置、施策についての協議を行うための「千葉市地域日本語教育推進会議」設置、日本語支援に携わる人材の育成、地域の日本語教室への支援、関連団体との連携、地域の市民向けのやさしい日本語研修等、また、はじめての日本語クラスや読み書きクラスに加え保育付き日本語クラスなどコースの充実を行う。

イ 外国人生活相談

多文化共生コンシェルジュや外国人生活相談員を配置し、言語や習慣の違いなどから生じる日常生活の悩み等について、外国人市民並びに日本人市民からの相談を窓口及び

電話等で対応するほか、様々な情報提供を行うとともに、電話による区役所、保健所や学校などの公的機関と外国人市民との通訳及び「市役所コールセンター」への多言語対応の支援を行う。また、令和4年度は、各区役所・保健福祉センターに配置されるタブレット端末を通じてオンラインでの相談を開始する。

職員で対応できない言語には、タブレット端末の翻訳機能を利用して、より多くの言語で対応する。

千葉市に転入して間もない外国人を対象とした「生活ガイダンス」を千葉市と協働して実施する。

言語	方法	場所
英語、中国、韓国語、スペイン語、ベトナム語、日本語	窓口、電話、Eメールほか	国際交流プラザほか

ウ 外国人法律相談

外国人市民が直面する専門的な課題を解決するために、千葉県弁護士会の協力により弁護士による無料法律相談を開催する。

内容	回数	場所
日常生活に関する一般法律相談（弁護士）	20回	国際交流プラザ

エ 外国人留学生交流員（千葉市補助金）

市内大学に通う本市在住留学生（4人）を「千葉市外国人留学生交流員」に任命し、国際交流事業への参加を通じて多文化共生社会の実現に寄与する留学生社会のキーパーソンとして育成するとともに、学業の充実を目的として奨学金を支給する。

オ 災害時外国人市民支援

(ア) 防災知識等の啓発

ボランティアと外国人市民が協力し合い、災害を乗り切るために災害時外国人支援情報コーディネーター（※）主導で九都県市合同防災訓練に参加し、その中で外国人向けの防災教室を実施するなど、啓発活動を進める。

※総務省による同コーディネーター研修を受講した協会職員

- (イ) 避難行動要支援者名簿掲載申請手続き及び個人情報の取扱いに関する協定（平成26年6月30日締結）に基づく事業を進める。
- (ウ) 千葉市災害時外国人支援センターの設置・運営に関する協定（平成26年8月28日締結）に基づく事業を進める。

（3）市民活動支援事業

ア ボランティアコーディネート

市民が個々に有する能力を有効に活用し、ボランティアによる地域に根ざした国際交流・国際協力事業の推進を図るため、日本語、通訳、翻訳やホームステイ等のボランティア登録を推進し、活動のコーディネートを行う。

内容	紹介先	時期
日本語・通訳・翻訳・災害時語学・ホームステイ・ホームビジット・文化紹介・国際交流支援	公的機関や教育機関等	随時

イ コミュニティ通訳・翻訳サポーター（千葉市補助金）

高い言語能力等の資質を備えた通訳・翻訳ボランティアを「コミュニティ通訳・翻訳サポーター」として認定し、行政手続きや教育、福祉、医療等の分野において、外国人市民との円滑な意思疎通や正確な情報伝達の支援を行う。

ウ ボランティア研修

日本語学習支援者の育成・資質向上とボランティア活動の活性化を図るため、対話型

学習活動の普及促進を目的とした研修を開催する。

エ 国際交流・国際協力団体活動助成（千葉市補助金）
市内のボランティア団体による在住外国人支援活動・国際協力・国際交流の促進を図るため、事業に要する経費の一部を助成する。

オ ちば市国際ふれあいフェスティバル支援
外国人市民と日本人市民の交流の場を創出するとともに、参加団体の活動を活性化させることを目的として、市内で活動する国際交流・協力団体で構成する「ちば市国際ふれあいフェスティバル運営協議会」が開催する「ちば市国際ふれあいフェスティバル」に、事務局として支援する。

カ 日本語教室ネットワーク
日本語学習を希望する外国人市民への利便及び市内の日本語教室や国際交流・協力ボランティア団体等への支援を図るため、各種の情報提供を行う。

(4) 情報収集・提供及び調査

ア ホームページ運営

外国人市民の生活に必要な情報や協会の事業内容等について、ホームページやFacebookなどを通じて幅広く発信する。特に災害に係る情報については、千葉市災害時外国人支援センターの設置・運営に関する協定に基づき、市の情報に合わせて隨時に対応できるようとする。

内 容	時 期
協会事業、生活情報、イベント情報、災害時情報等 (自動翻訳により 100 言語以上に対応)	通 年

イ 協会情報誌発行

協会事業の案内や報告、国際交流・理解等に関する情報を幅広く広報するため、情報誌「ふれあい」を日本語で発行する。

発 行	発行部数	配布方法
年 3 回	2,500 部/回	市役所、区役所、市民センター、コミュニティセンター、市内大学での配置、賛助会員への送付、ホームページからのダウンロード等

ウ 千葉市の生活情報提供

外国人市民に対し、市政だよりを始めとする有益な生活情報を、やさしい日本語や協会ホームページの自動翻訳機能を活用して提供する。

なお、台風等の自然災害や、ウイルス等に対するワクチン接種等、重要度の高い事象が発生した場合においては臨時号を発行する。

エ 情報ラウンジ

国際交流・協力団体活動やイベント、ボランティア活動などについての情報交換や外国人市民と日本人市民の交流の場を提供する。

内 容	場 所
ボランティア活動資料、日本語学習教材、行政サービス資料、国際交流・国際協力関係資料等、ふれあいボード（市民間情報交換用掲示板）	国際交流プラザ 情報ラウンジ

2 受託事業

(1) 千葉市からの委託事業

ア 国際交流プラザ運営業務

外国人市民からの生活相談（在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て・子供の教育等の生活等や言語や習慣の違いなどから生じる日常生活の悩み等）、弁護士による法律相談や生活情報、市民間交流の場の提供、会議室の利用に関することなど千葉市の多文化共生・国際交流・国際協力活動の拠点施設である「千葉市国際交流プラザ」の運営業務を行う。

イ 国際交流ボランティア育成事業業務

平成27年度から「通訳ボランティアスキルアップ講座」の開催等を通じて育成してきた通訳ボランティアに対し、自主的な活動ができるよう「国際交流ボランティア・リーダー会議」を開催し、通訳活動における事例共有や課題検討、若年層の育成等、地域における通訳や翻訳に係る支援活動を促進する。

ウ 地域日本語教育の体制づくり推進事業

千葉市地域日本語教育推進計画をもとに、千葉市の実情を踏まえた日本語教育実施体制の確立を目指すため昨年度に引き続き、専門的な知識を持つコーディネーターの配置、施策についての協議を行う「千葉市地域日本語教育推進会議」の設置、日本語支援に携わる人材の育成、地域の日本語教室への支援、関連団体との連携、地域の市民向けのやさしい日本語研修、従前のはじめての日本語クラスや読み書きクラスに加え保育付き日本語クラスを開催する等、事業の充実を行う。